

令和3年度  
川口市立安行東小学校 P T A 定期総会  
総会資料



## 総会次第

1. 開会のことば
2. PTA会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 議長選任
5. 議事
  - 1号議案 令和2度事業報告
  - 2号議案 令和2年度決算報告
  - 3号議案 会計監査報告
  - 4号議案 令和3年度役員報告承認  
新役員あいさつ
  - 5号議案 令和3年度事業計画（案）
  - 6号議案 令和3年度予算（案）
6. 議長解任
7. 感謝状及び記念品贈呈
8. 閉会のことば

## 令和2年度川口市立安行東小学校PTA事業報告(1)

月	総務(校内)	総務(校外)
4	総務会	
5	総務会	
6	PTA総会 総務会 「れんこん」号外発行	広報誌初任者講習会(中止)
7	総務会	
8		
9		
10	総務会	
11	総務会	
12	総務会	
1	総務会	広報誌写真コンクール(中止)
2		
3		

## 令和2年度川口市立安行東小学校PTA事業報告(2)

補導部		『交通安全』母の会
月		
4	役員選出なし、活動なし	役員選出なし、活動なし
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

## 令和2年度川口市立安行東小学校PTA事業報告(3)

広報部		祭事部	
月		月	
4	役員選出なし、活動なし	4	役員選出なし、活動なし
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
1		1	
2		2	
3		3	

## 令和2年度川口市立安行東小学校PTA事業報告(4)

文化・研修部		美化・厚生部	
月		月	
4	役員選出なし、活動なし	4	役員選出なし、活動なし
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
1		1	
2		2	
3		3	

## 令和2年度川口市立安行東小学校PTA事業報告(5)

学年活動	
月	
4	理事選出なし、活動なし
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

# 令和2年度 PTA会計決算書

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	02年度予算	02年度収入額	比較(予一収)	備考
1. 会費		744,000		744世帯×1,000円
	700,000	744,000	▲ 44,000	
2. 緑越金	1,081,736	1,081,736	0	
3. 雑収入	0	11	▲ 11	受取利息
合計	1,781,736	1,825,747	▲ 44,011	

## 2. 支出の部

項目	02年度予算	02年度執行額	残 金	備 考
1. 事務費	289,000	153,004	135,996	
1) 消耗品費	85,000	4,460	80,540	紙・インク
2) 通信費	10,000	4,872	5,128	切手・はがき
3) 備品費	20,000	19,800	200	草刈機
4) 事務用機器販借費	174,000	123,872	50,128	印刷機・PC代
2. 活動費	493,000	412,311	80,689	
1) 総会費	43,000	2,993	40,007	総会資料
2) 総務部費	20,000	0	20,000	
3) 補導部費	0	0	0	
4) 広報部費	0	0	0	
5) 文化研修部費	0	0	0	
6) 美化厚生部費	0	0	0	
7) 祭事部費	0	0	0	
8) 特別活動費	370,000	334,298	35,702	卒業記念品 活動補助他
9) 広報発行費	60,000	75,020	▲ 15,020	「れんこん」発行
3. 特別行事準備費	50,000	50,000	0	学校周年事業積立金
4. 市P総合保障	56,000	53,320	2,680	保険料・振込手数料
5. 諸費	243,000	61,445	181,555	
1) 負担金	14,000	11,445	2,555	市P負担金・学校保健会PTA会員費
2) 慶弔費	50,000	30,000	20,000	結婚祝い金
3) 渉外費	179,000	20,000	159,000	入学・卒業祝い
6. 予備費	650,736	104,840	545,896	コロナ対策費
合 計	1,781,736	834,920	946,816	

## 3. 差引残高

本年度収入額	本年度執行額	差引残額
1,825,747	834,920	990,827

上記の通りご報告いたします。尚、残金990,827円は、令和3年度に繰り越しいたします。

令和3年 3月 31日

会計 小柳 和雄



監査の結果、相違ないことを認めます。

令和3年 3月 31日

監事 品田 隆



## 令和3年度 事業計画(案)

月	行 事
4	総務会
5	総務会 PTA総会
6	総務会
7	総務会
8	
9	総務会

月	行 事
10	総務会
11	総務会
12	総務会 常任理事会
1	総務会
2	総務会
3	総務会
登校指導 協力	

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、事業計画が変更となる場合があります。

# 令和3年度 PTA予算

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	3年度予算	2年度予算	比較増減	備考
1. 会費	700,000	700,000	0	700世帯×1,000
2. 繰越金	990,827	1,081,736	▲ 90,909	
3. 雑収入	0	0	0	
合計	1,690,827	1,781,736	▲ 90,909	

## 2. 支出の部

項目	3年度予算	2年度予算	比較増減	備考
1. 事務費	184,000	289,000	▲ 105,000	
1) 消耗品費	30,000	85,000	▲ 55,000	紙・インク
2) 通信費	10,000	10,000	0	切手・はがき
3) 備品費	20,000	20,000	0	テプラ 他
4) 事務用機器・賃借費	124,000	174,000	▲ 50,000	印刷機
2. 活動費	515,000	493,000	22,000	
1) 総会費	10,000	43,000	▲ 33,000	総会資料・感謝状・記念品
2) 総務部費	36,000	20,000	16,000	会議費
3) 補導部費	0	0	0	
4) 広報部費	0	0	0	
5) 文化研修部費	0	0	0	
6) 美化厚生部費	0	0	0	
7) 祭事部費	0	0	0	
8) 特別活動費	209,000	370,000	▲ 161,000	活動補助他
9) 広報発行費	60,000	60,000	0	「れんこん」号外発行
10) 災害対策費	200,000	0	200,000	コロナ対策、災害備蓄品他
3. 特別行事準備費	300,000	50,000	250,000	学校周年事業積立金
4. 市P総合保障	65,000	56,000	9,000	保険料・振込手数料
5. 諸費	243,000	243,000	0	
1) 負担金	14,000	14,000	0	市P負担金・学校保健会PTA会員費
2) 慶弔費	50,000	50,000	0	祝い金・香典
3) 涉外費	179,000	179,000	0	市P連・東ブロック・五校
6. 予備費	383,827	650,736	▲ 266,909	
合計	1,690,827	1,781,736	▲ 90,909	

## 安行東小学校PTA顧問一覧

初代	中山 金吉	昭和56年度会長
第2代	小林 進	昭和57年度会長
第3代	秋元 恵二	昭和58年度会長
第4代	大熊 進	昭和59～60年度会長
第5代	金子 利夫	昭和61～62年度会長
第6代	吉澤 郁雄	昭和63年度会長
第7代	鈴木 勇	平成元年～2年度会長
第8代	中山 義宣	平成3年度会長
第9代	青葉 賢一	平成4年度会長
第10代	横山 充男	平成5年度会長
第11代	小林 和治	平成6～7年度会長
第12代	中山 憲治	平成8年度会長
第13代	宇田川 長吉	平成9～10年度会長
第14代	宇田川 博史	平成11～12年度会長
第15代	中田 晋一	平成13～14年度会長
第16代	五島 淳一	平成15～17年度会長
第17代	中山 栄次	平成18～19年度会長
第18代	鈴木 雄一	平成20年度会長
第19代	小林 隆行	平成21年度会長
第20代	鈴木 克典	平成22～23年度会長
第21代	小林 進一	平成24～25年度会長
第22代	八木下 幸雄	平成26～27年度会長
第23代	小林 俊男	平成28～30年度会長
第24代	鈴木 信彦	令和元～2年度会長

# 安行東小学校PTA相談役一覧（順不同）

平岡 仁	安行地区連合町会長
杉本 忠昭	安行藤八町会長
結城 喜世貴	安行出羽町会長
金子 利夫	安行町会長
大野 勝巳	安行吉蔵町会長
小林 繁雄	安行西立野町会長
高山 重之	安行領家町会長

## 感謝状贈呈者一覧 (PTA関係功労者)

氏名	旧役職	氏名	旧役職
鈴木 信彦	会長		
大野 真美	副会長		
畠中 康子	監事		
小柳 和雄	会計		
吉川 哲夫	書記		

### 令和3年度 PTA総務名簿

役職	氏名	年組	備考
会長	藤倉 浩二	5-3,2-4	
参与	伊藤 政久	学校長	
副会長	藤田 由美恵	教頭	
副会長	梅原 麗美	6-2	
副会長	秋元 康夫	4-2	
監事	品田 隆	主幹教諭	
監事	屋代 恵理	6-4、4-4	
会計	秋元 康夫	4-2	

### 令和3年度 常任理事名簿

役職	氏名	年組	備考
補導部長	未定		
広報部長			
祭事部長			
文化・研修部長			
美化・厚生部長			
第1学年代表			
第2学年代表			
第3学年代表			
第4学年代表			
第5学年代表			
第6学年代表			

# 川口市立安行東小学校PTA規約

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は川口市立安行東小学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

## 第2章 目的と活動

第2条 本会は子供の幸せと、すこやかな成長をはかるため、学校と家庭との連絡を密にし併せて会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任理事会及び理事会
3. 専門部会 補導  
    広報  
    文化・研修  
    美化・厚生  
    祭事 - 校外活動指導  
    - 機関誌発行・広報活動  
    - 講座・講演会等の企画運営、会員の研修助成及びベルマーク  
    - 学校環境の整備・児童の保健衛生  
    - あんとんまつり等バザー・模擬店等の企画、準備、及び運営
4. 学年及び学級理事会
5. 災害対策本部
6. その他

## 第3章 会員

第4条 本会は在学児童の保護者及び教職員で組織する。

## 第4章 役員

第5条 本会は次の役員をおく。

- |         |             |                 |
|---------|-------------|-----------------|
| 1. 会長1名 | 2. 参与1名(校長) | 3. 副会長数名(内教頭含む) |
| 4. 監事2名 | 5. 会計数名     | 6. 書記数名         |
| 7. 幹事数名 | 8. 専門部長5名   | 9. 学級理事数名       |

第6条 本会は顧問・相談役をおくことができる。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し、各種の会議を招集する。
2. 参与は、会務全般について助言を行い、各種会議に出席する。
3. 副会長は会長を助け、会長事故ある時は、これを代理する。
4. 監事は本会の会計監査を行う。
5. 会計は、金銭出納に関する事務を管理する。
6. 書記は各種会議の議事を記録し保管する。
7. 幹事は本会の庶務を担当し、各種会議に出席する。
8. 理事は本会の常務を執行し、各種原案の作成と業務を審議する。
9. 専門部員は専門部活動の企画・運営をする。
10. 学級理事は学級に関する活動をする。
11. 災害対策本部は災害時における活動を行う。

- 第 8 条** 役員の選出方法は次のとおりとする。
1. 正副会長及び監事は、理事会において会員より選出し、総会で決定する。  
顧問・相談役・会計・書記・幹事は会長委嘱とする。
  2. 学年代表は、学級理事の中で互選する。
  3. 専門部長は部員の中で互選する。
- 第 9 条** 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。
- 第5章 会 議**
- 第 10 条** 総会は年1回開き、場合によっては臨時に開くことができる。総会では次のことを協議する。
1. 会則の制定・変更。
  2. 役員の決定。
  3. 会務・会計活動の報告、並びに承認。
  4. その他必要事項。
- 第 11 条** 常任理事会は、会長・副会長・監事・会計・書記・幹事  
専門部長・学年代表・職員代表で構成し、理事会提出議案等を協議する。
- 第 12 条** 理事会は、常任理事・学級理事で構成し、活動の企画を協議執行する。
- 第 13 条** 総ての会議の議案の採決は、出席者の多数決とする。
- 第6章 会 計**
- 第 14 条** 本会の会計は、会費及びその他をもって充てる。会費は、一世帯2400円/年額とする。
- 第 15 条** 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第7章 補 則**
- 第 16 条** 本会運営に必要な細則は理事会において定める。
- 第 17 条** 本会則は昭和56年10月16日より施行する。
- |            |      |            |      |
|------------|------|------------|------|
| 昭和57年5月13日 | 一部改正 | 平成17年5月20日 | 一部改正 |
| 昭和59年5月15日 | 一部改正 | 平成20年5月23日 | 一部改正 |
| 昭和60年5月17日 | 一部改正 | 平成21年5月15日 | 一部改正 |
| 昭和61年5月8日  | 一部改正 | 平成22年5月28日 | 一部改正 |
| 昭和63年5月27日 | 一部改正 | 平成23年5月27日 | 一部改正 |
| 平成6年5月17日  | 一部改正 | 平成24年5月25日 | 一部改正 |
| 平成11年5月13日 | 一部改正 | 平成25年5月2日  | 一部改正 |
| 平成12年5月18日 | 一部改正 | 平成30年3月13日 | 一部改正 |
| 平成14年5月15日 | 一部改正 |            |      |
| 平成15年5月14日 | 一部改正 |            |      |

# 川口市立安行東小学校PTA運営細則

## 第1条（根拠）

この細則は、規約第7章16条の定めるところにより制定する。

## 第2条（理事の選出）

1. 学級理事は各学級2名とする。
2. 学年代表理事は各学年1名とする。

## 第3条（専門部員の選出）

各学級の専門部員は各1～4名とする。

## 第4条（正・副会長及び監事の選出）

正・副会長及び監事の選考は前年度常任理事が行い、規約に基づき決定する。

## 第5条（顧問・相談役）

歴代PTA会長を顧問、現職町会長を相談役とする。

## 第6条（委員会の設置等）

理事会に於いて必要と認められた場合は、特別の委員会を設けることができる。

## 第7条（改廃）

この細則の改廃は理事会で行う。

## 第8条 この細則は、昭和57年5月13日より施行する。

昭和59年5月15日	一部改正
平成6年5月17日	一部改正
平成10年5月13日	一部改正
平成14年5月15日	一部改正
平成17年5月20日	一部改正
平成18年5月19日	一部改正
平成20年5月23日	一部改正
平成22年5月28日	一部改正
平成23年5月27日	一部改正
平成24年5月25日	一部改正
平成25年5月2日	一部改正
平成30年3月13日	一部改正

# 川口市立安行東小学校PTA慶弔規定

表彰・慰労・慶弔の規定は次のとおりとする。

## 第1条

### 表 彰

1. 会長・副会長・監事・幹事・会計・書記・常任理事がその任を終了したとき、感謝状と記念品を贈る。(教職員は除く。)
2. 本会に貢献したものについて表彰する場合は、理事会の承認を得てこれを行う。

## 第2条

### 慰 労

教職員の転退職の際には総会において記念品を贈る。

## 第3条

### 慶 弔

1. 教職員の結婚に際し、10,000円を贈る。
2. (1)会員・児童の死亡に際し、10,000円をもって弔意を表わす。  
(2)本会に功労され退任された役員等の死亡に際し、5,000円をもって弔意を表すことができる。
3. 会員の住居の火災に際し、10,000円をもって御見舞いとする。

## 第4条

その他必要事項は、常任理事会で協議し、もしくは正副会長で協議をし遂行することができる。

## 第5条

本規定は、昭和57年5月13日より施行する。

平成23年5月27日

一部改正

平成24年5月25日

一部改正

# 川口市立安行東小学校PTA災害対策本部規定

安行東小学校PTA災害対策本部の規定は次のとおりとする。

- 第1条 目的**  
川口市立安行東小学校PTA災害対策本部(以下、災対本部という)は異常気象時または災害時における円滑で正確な情報収集と情報提供、また災害発生、可及的速やかに学校教育活動が再開されることを目的に設置する。
- 第2条 本部役員**  
災対本部はPTA会長を本部長、副会長を副本部長とし以下、総務部員を本部員とする。
- 第3条 連携**  
災対本部は学校、消防、警察、避難所運営本部、その他救援機関等との連携を密にする。
- 第4条 災対本部の設置および解散**
- (1) 災対本部の設置は次の基準によるものとする。
    - ア) PTA会長が必要と認めたとき。
    - イ) 校長より設置要請があったとき。
    - ウ) 市内で震度5弱以上の揺れが観測されたとき。
  - (2) 災対本部の解散は次の基準によるものとする。
    - ア) PTA会長が解散を宣言したとき。
    - イ) 児童の安全が十分に担保され、且つ安行東小学校PTA災害対策本部規定代1条の目的が達成されたと判断することができたとき。
- 第5条 活動範囲**
- (1) 児童およびPTA会員に関する各種情報の収集と各種情報の提供
  - (2) 教育活動再開にむけた準備、調整
  - (3) 学区内通学路および臨時に通学路と認められた道路の安全確保
  - (4) 学校長からの要請に基づく教育活動の支援
  - (5) その他、災対本部において必要と判断された事項
- 第6条 協力要請と受諾**
- (1) 災対本部は第5条を履行するため、PTA会員に対し協力を要請するものとする。
  - (2) PTA会員は災対本部からの要請に対し、自己及び家族の安全が十分に担保され且つ、受諾者が要請に対し受諾できると判断した場合に協力するものとする。
- 第7条 経費**  
災対本部の運営および活動に要した費用はPTA会費をこれに充てる。
- 第8条 その他**
- (1) その他必要事項は災対本部にて協議し決定することができる。
  - (2) 災対本部の決定事項、活動報告、金銭出納関係帳簿を保存し理事会に報告する。
  - (3) 災対本部員及びPTA会員は自己及び家族の安全と生活の維持を優先とする。

本規定は、平成24年5月25日より施行する。